

若年定年退職者給付金に関する訓令（平成2年防衛庁訓令第37号）第15条の規定に基づき、陸上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則を次のように定める。

平成2年10月1日

陸上幕僚長 陸将 志摩 篤

陸上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則

改正	平成3年3月6日達第32—18—1号	平成6年9月1日達第32—18—2号
	平成7年3月2日達第32—18—3号	平成12年3月27日達第32—18—4号
	平成12年12月7日達第32—18—5号	平成15年3月18日達第32—18—6号
	平成17年3月25日達第32—18—7号	平成18年4月28日達第32—18—8号
	平成18年7月26日達第 122—211号	平成19年1月9日達第 122—215号
	平成19年11月22日達第 122—223号	平成20年7月23日達第 122—228号
	平成21年2月3日達第 122—230号	平成21年6月8日達第 32—18—9号
	平成22年3月23日達第 122—241号	平成23年4月1日達第 32—19号
	平成24年3月30日達第 122—254号	平成26年6月20日達第32—18—10号
	平成26年7月31日達第32—18—11号	平成27年3月23日達第 122—268号
	平成27年10月1日達第 122—272号	平成29年3月24日達第 122—282号
	平成30年3月27日達第 122—293号	平成30年3月30日達第32—18—12号
	令和元年6月27日達第 122—303号	令和2年1月10日達第 122—306号
	令和3年3月15日達第32—18—13号	令和4年3月16日達第32—18—14号
	令和5年3月31日達第32—18—15号	令和6年3月21日達第32—18—16号

（趣旨）

第1条 この規則は、陸上自衛官に係る若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支給手続等について必要な事項を定めるものとする。

（給付金支給機関の指定等）

第2条 若年定年退職者給付金に関する省令（平成21年防衛省令第5号。以下「省令」という。）第3条第2項の規定に基づき、陸上自衛官であった若年定年退職者に係る給付金支給機関として、別表のとおり指定する。また、退職当時において所属する部隊等の所在する駐屯地が廃止された場合の給付金支給機関は、若年定年退職者給付金支給台帳の所管替えを受けた業務隊に変更する。この際、変更後の給付金支給機関の長は、変更になった給付金支給対象者に対して、書面をもってその旨を連絡するものとする。

（給付金の支払者）

第3条 給付金は、官署支出官又は給付金支給機関の長に係る資金前渡官吏（以下単に「資金前渡官吏」という。）が支払うものとする。

（若年定年退職者発生通知書の作成及び送付）

第4条 部隊等の長は、所属する陸上自衛官が若年定年退職者に該当することとなったときは、防衛省人事・給与情報システム（以下「人給システム」という。）上の若年定年退職者発生通知書を作成し、省令第2条に規定する若年定年退職者申出書とともにその者に係る給付金支給機関の長に送付するものとする。

2 前項の若年定年退職者発生通知書には、扶養手当認定簿のほか、次の各号に掲

げる区分に従い当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「法」という。）第27条の2第2号又は第3号に該当する者については、人事発令通知書
- (2) 若年定年退職者が退職の日以前直近の昇給日から退職の日までの間に降任、停職、減給、病気休暇、介護休暇、育児休業、部分休業又は休職の事実があった場合は、その種別及び期間等を証明する書類
- (3) 勤務延長期間内死亡者に該当する場合には、死亡診断書、死体検案書又は死亡確認書等その者の死亡を証明することのできる書類のほか、次の区分に従いそれぞれ定める書類
 - ア 給付金を受ける者が遺族である場合には、その者と死亡者との身分関係を明らかにする戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書並びに死亡者によって生計を維持していたことを証明する書類
 - イ 給付金を受ける遺族が死亡者と内縁関係にあった者である場合には、その事実を証明する書類
 - ウ 給付金を受ける遺族に同順位者が2人以上ある場合に、その一人に給付金の全額が支給されることを希望するときは、他の同順位者全員の署名又は押印による同意書
 - エ 給付金を受ける者が相続人である場合には、死亡者との身分関係を証明する書類

（給付金の支給の手続）

第5条 給付金支給機関の長は、第1回目の給付金、第2回目の給付金、第3回目の給付金、第4回目の給付金又は一括支給の給付金を支給する場合には、省令第1条（省令附則第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び同第18条（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定するそれぞれの支給期月に、該当する若年定年退職者に係る、人給システム上の若年定年退職者給付金支給調書（以下「支給調書」という。）を作成し、それぞれの支給期月の7日までに資金前渡官吏に送付するものとする。

2 資金前渡官吏が前項の送付を受けた場合には、官署支出官（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第1条第2項の規定による官署支出官をいう。以下同じ。）又は資金前渡官吏は、それぞれの支給期月内に給付金を支払うものとする。この場合において、資金前渡官吏は、当該支給調書を給付金の支給を受ける者及び給付金支給機関の長にそれぞれ送付するものとする。

（第1回目の給付金及び第3回目の給付金の返納の手続）

第6条 給付金支給機関の長は、法第27条の4第3項（法附則第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第27条の11第6項若しくは同条第7項の規定により第1回目の給付金の全部又は一部を返納させる場合には、省令第1条及び同第18条に規定する第2回目の給付金の支給期月に、法附則第15項の規定により読み替えて適用する法第27条の4第3項又は同第27条の11第6項若しくは同条第7項の規定により第3回目の給付金の全部又は一部を返納させる場合には、省令第1条及び同第18条に規定する第4回目の給付金の支給期月に、該当する若年定年退職者に係る、人給システム上の若年定年退職者給付金返納調書（以下「返納調書」という。）を作成し、当該支給期月の7日

までに資金前渡官吏に送付するものとする。

- 2 資金前渡官吏は、前項の送付を受けたときは、その内容を確認し、給付金支給機関の長に当該返納調書を送付するものとする。
- 3 給付金支給機関の長は、資金前渡官吏から前項の送付を受けた後、歳入徴収官に債権の発生を通知するほか、若年定年退職者給付金返納通知書（別紙）を作成し、返納調書を添えて第1回目の給付金及び第3回目の給付金の全部又は一部を返納すべき者に送付するものとする。

（給付金の追給の手続）

第7条 給付金支給機関の長は、法第27条の7第1項（法附則第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同第27条の11第8項（法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により給付金を追給する場合には、省令第14条（省令附則第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する支給期月に、該当する若年定年退職者に係る、人給システム上の若年定年退職者給付金追給調書（以下「追給調書」という。）を作成し、当該支給期月の7日までに資金前渡官吏に送付するものとする。

- 2 資金前渡官吏が前項の送付を受けたときは、官署支出官又は資金前渡官吏は、当該支給期月内に給付金を支払うものとする。この場合において、資金前渡官吏は、当該追給調書を給付金支給機関の長に送付するものとする。
- 3 給付金支給機関の長は、資金前渡官吏から前項の送付を受けたときは、省令第13条に規定する若年定年退職者給付金追給通知書を作成し、当該追給調書を添えて追給の請求者に送付するものとする。

（所得届出書等の用紙の送付）

第8条 給付金支給機関の長は、省令第7条（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。同項において同じ。）又は同第20条第2項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により所得の届出をなすべき者に対して、省令第7条第1項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する年の1月31日までに省令第7条に規定する所得届出書の用紙を送付するものとする。

- 2 給付金支給機関の長は、第3回目の給付金の支給を受けることができる者に対して、省令附則第3項の規定により読み替えて適用する省令第2条第1項に規定するそれぞれの提出期日の前月の末日までに、省令附則第3項の規定により読み替えて適用する省令第2条に規定する若年定年退職者申出書の用紙を送付するものとする。

（所得届出書の未提出者の事情報告）

第9条 給付金支給機関の長は、省令第8条第6項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する報告を行うに当たっては、陸上幕僚長を経由して防衛大臣に報告するものとする。

（所得届出書の未提出者に対する支給の手続）

第10条 給付金支給機関の長は、省令第11条第3項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により所得届出書の未提出者に対して第2回目の給付金、第4回目の給付金又は一括支給の給付金の全部若しくは一部を支給することとなった場合は、速やかに本則第5条第1項の規定に準じて給付金の支給の手続を行うものとする。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による支給調書に係る送付を受けた資金前渡官吏について準用する。この場合において、同項中の「それぞれの支給期月内に」は、「速やかに」と読み替えるものとする。

(所得届出書の未提出者に対して給付金を返納させることとなった場合の返納の手続)

第11条 給付金支給機関の長は、省令第11条第3項の規定により所得届出書の未提出者に対して第1回目の給付金及び第3回目の給付金の全部又は一部を返納させることとなった場合は、当該処分の内容を資金前渡官吏に通知するとともに、歳入徴収官に債権の発生を通知するものとする。

(若年定年退職者が禁錮以上の刑に処せられた場合の返納の手続及び報告)

第12条 給付金支給機関の長は、省令第17条に規定する措置を行った場合は、その内容を資金前渡官吏に通知するとともに、歳入徴収官に債権の発生を通知するものとする。

2 給付金支給機関の長は、省令第17条に規定する報告を行うに当たっては、陸上幕僚長を経由して防衛大臣に報告するものとする。

(記録)

第13条 給付金支給機関の長は、人給システム上の若年定年退職者給付金支給台帳及び若年定年退職者給付金個人記録簿をそれぞれ作成し、給付金の支給及び返納並びにこれらに関する書類の処理の状況等を記録するものとする。

(書類の保存期間等)

第14条 給付金支給機関の長は、支給調書、返納調書、追給調書、若年定年退職者給付金支給台帳及び若年定年退職者給付金個人記録簿を30年間保存しなければならない。ただし、保存期間の満了した若年定年退職者給付金支給台帳については、当該保存期間を延長するものとする。

2 前項の規定によるほか、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項については、陸上自衛隊行政文書管理に関する達(陸上自衛隊達第32—24号(令和4年3月30日))の定めるところによる。

附 則

この達は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成3年3月6日陸上自衛隊達第32—18—1号)

この達は、平成3年3月6日から施行する。

附 則(平成6年9月1日陸上自衛隊達第32—18—2号)

この達は、平成6年9月1日から施行する。なお、育児休業及び部分休業に係る規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月2日陸上自衛隊達第32—18—3号)

1 この達は、平成7年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧規格、旧様式の利用紙類は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成12年3月27日陸上自衛隊達第32—18—4号)

1 この達は、平成12年3月28日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の利用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(平成12年12月7日陸上自衛隊達第32—18—5号)

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月18日陸上自衛隊達第32—18—6号）

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日陸上自衛隊達第32—18—7号）

- 1 この達は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間使用することができる。

附 則（平成18年4月28日陸上自衛隊達第32—18—8号）

- 1 この達は、平成18年4月28日から施行し、同年4月1日以降の定年退職による若年定年退職者給付金について適用する。
- 2 平成18年3月31日以前の定年退職による若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122—211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年11月22日陸上自衛隊達第122—223号）

この達は、平成19年11月23日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122—228号）

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成21年6月8日陸上自衛隊達第32—18—9号）

この達は、平成21年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月23日陸上自衛隊達第122—241号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32—19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日陸上自衛隊達第122—254号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月20日陸上自衛隊達第32—18—10号）

- 1 この達は、平成26年6月21日から施行する。
- 2 平成26年6月20日以前の定年退職については、改正後の別紙第2及び別紙第4（一括支給用—その1）に定める様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月31日陸上自衛隊達第32—18—11号）

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日陸上自衛隊達第122—268号）

- 1 この達は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条、第6条及び第7条（陸上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則別紙第1から別紙第5まで、別紙第7及び別紙第9の改正規定を除く。）の改正規定は、平成27年3月26日から施行する。
- 2 第7条（陸上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則第3条の改正規定を除く。）の改正規定は、平成27年4月1日以降の定年退職による若年定年退職者給付金について適用し、平成27年3月31日以前の定年退職による若年定

年退職者給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月1日陸上自衛隊達第122—272号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日陸上自衛隊達第122—282号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第122—293号）

- 1 この達は平成30年3月27日から施行する。
- 2 第14条の改正規定（「別表自衛隊神奈川地方協力本部の項中「陸上自衛隊中央輸送業務隊」を「陸上自衛隊中央輸送隊」に改める。」を除く。）は、平成30年4月1日以降の定年退職による若年定年退職者給付金について規定し、平成30年3月31日以前の定年退職による若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日陸上自衛隊達第32—18—12号）

- 1 この達は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 若年定年退職者給付金支給業務は、1回目の支払いを行った機関が変更後も支払い業務等を実施する。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年1月10日陸上自衛隊達第122—306号）

- 1 この達は、令和2年1月10日から施行し、この達による改正後の人給システムに係る規定は、同年1月1日から適用する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第32—18—13号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和4年3月16日陸上自衛隊達第32—18—14号）

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和5年3月31日陸上自衛隊達第32—18—15号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日陸上自衛隊達第32—18—16号）

この達は、令和6年3月21日から施行する。

別表（第2条関係）

退職時部隊等の所在駐屯地等		給付金支給機関
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第50条に規定する駐屯地		自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第50条に規定する駐屯地に所在する駐屯地業務隊、駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）第9条ただし書きにより駐屯地業務を担当する部隊等
駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令第2条に規定する分屯地		分屯地がその一部となる駐屯地に所在する駐屯地業務隊等
市ヶ谷駐屯地に所在する部隊等		中央業務支援隊
防衛大学校		システム通信・サイバー学校
防衛医科大学校		朝霞駐屯地業務隊
統合幕僚学校		中央業務支援隊
情報本部	東千歳通信所	東千歳駐屯地業務隊
	大井通信所	朝霞駐屯地業務隊
	美保通信所	米子駐屯地業務隊
	太刀洗通信所	小郡駐屯地業務隊
	喜界島通信所	中央業務支援隊
	小舟渡通信所	新発田駐屯地業務隊
地方防衛局	北海道防衛局	札幌駐屯地業務隊
	東北防衛局	仙台駐屯地業務隊
	北関東防衛局	中央業務支援隊
	南関東防衛局	
	近畿中部防衛局	伊丹駐屯地業務隊
	中国・四国防衛局	海田市駐屯地業務隊
	九州防衛局	福岡駐屯地業務隊
	沖縄防衛局	那覇駐屯地業務隊
海上自衛隊	中央業務支援隊	
航空自衛隊		
自衛隊体育学校		朝霞駐屯地業務隊
自衛隊中央病院		自衛隊中央病院
自衛隊札幌地方協力本部		真駒内駐屯地業務隊
自衛隊旭川地方協力本部		旭川駐屯地業務隊
自衛隊函館地方協力本部		函館駐屯地業務隊
自衛隊帯広地方協力本部		帯広駐屯地業務隊
自衛隊青森地方協力本部		青森駐屯地業務隊
自衛隊岩手地方協力本部		岩手駐屯地業務隊
自衛隊宮城地方協力本部		仙台駐屯地業務隊
自衛隊秋田地方協力本部		秋田駐屯地業務隊
自衛隊山形地方協力本部		神町駐屯地業務隊
自衛隊福島地方協力本部		福島駐屯地業務隊
自衛隊茨城地方協力本部		陸上自衛隊施設学校
自衛隊栃木地方協力本部		宇都宮駐屯地業務隊
自衛隊群馬地方協力本部		相馬原駐屯地業務隊
自衛隊埼玉地方協力本部		大宮駐屯地業務隊
自衛隊千葉地方協力本部		陸上自衛隊高射学校
自衛隊東京地方協力本部		中央業務支援隊
自衛隊神奈川地方協力本部		陸上自衛隊中央輸送隊
自衛隊新潟地方協力本部		新発田駐屯地業務隊

自衛隊富山地方協力本部	金沢駐屯地業務隊
自衛隊石川地方協力本部	
自衛隊福井地方協力本部	
自衛隊山梨地方協力本部	北富士駐屯地業務隊
自衛隊長野地方協力本部	松本駐屯地業務隊
自衛隊岐阜地方協力本部	春日井駐屯地業務隊
自衛隊静岡地方協力本部	駒門駐屯地業務隊
自衛隊愛知地方協力本部	守山駐屯地業務隊
自衛隊三重地方協力本部	久居駐屯地業務隊
自衛隊滋賀地方協力本部	大津駐屯地業務隊
自衛隊京都地方協力本部	陸上自衛隊関西補給処
自衛隊大阪地方協力本部	
自衛隊和歌山地方協力本部	
自衛隊兵庫地方協力本部	千僧駐屯地業務隊
自衛隊奈良地方協力本部	大久保駐屯地業務隊
自衛隊鳥取地方協力本部	米子駐屯地業務隊
自衛隊島根地方協力本部	出雲駐屯地業務隊
自衛隊岡山地方協力本部	陸上自衛隊関西補給処三軒屋弾薬支処
自衛隊広島地方協力本部	海田市駐屯地業務隊
自衛隊山口地方協力本部	山口駐屯地業務隊
自衛隊徳島地方協力本部	徳島駐屯地業務隊
自衛隊香川地方協力本部	善通寺駐屯地業務隊
自衛隊高知地方協力本部	高知駐屯地業務隊
自衛隊愛媛地方協力本部	松山駐屯地業務隊
自衛隊福岡地方協力本部	福岡駐屯地業務隊
自衛隊佐賀地方協力本部	陸上自衛隊九州補給処
自衛隊長崎地方協力本部	大村駐屯地業務隊
自衛隊熊本地方協力本部	北熊本駐屯地業務隊
自衛隊大分地方協力本部	別府駐屯地業務隊
自衛隊宮崎地方協力本部	都城駐屯地業務隊
自衛隊鹿児島地方協力本部	国分駐屯地業務隊
自衛隊沖縄地方協力本部	那覇駐屯地業務隊
退職時に所属していた部隊等が所在する駐屯地が廃止された部隊等	若年定年退職者給付金支給台帳の所管替えを受けた業務隊長等

若年定年退職者給付金返納通知書

殿

（給付金支給機関の長）

貴殿に係る若年定年退職者給付金については、先般ご報告いただきました所得に基づき算定いたしましたところ、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第27条の4第3項（法附則第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同第27条の11第6項（法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により 年 月 日に支給した第 回目の給付金のうち、下記の額を返納いただくことになりましたので通知します。

なお、別途納入告知書が送付されますので、その指示に従ってください。

記

返納金額

円

なお、実際に返納していただく金額は、同封の若年定年退職者給付金返納調書に記載している「差引返納額」となります。（差引返納額とは、返納金額から還付税額を差引いたものです。）